

(長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料)

第13条 長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第5項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分		一戸当たりの手数料の額				
		新築基準		増改築基準		
		長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		13,500円	13,500円	50,900円	20,300円	76,400円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	4,900円	4,900円	24,000円	7,400円	36,000円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	4,100円	4,100円	19,200円	6,100円	28,800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	2,700円	2,700円	15,100円	4,100円	22,700円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	2,200円	2,200円	13,600円	3,300円	20,400円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,600円	1,600円	11,600円	2,500円	17,500円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,400円	1,400円	10,800円	2,100円	16,200円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,200円	1,200円	10,300円	1,800円	15,400円
	総戸数が300	1,000円	1,000円	9,400円	1,500円	14,200円

戸を超えるもの					
---------	--	--	--	--	--

2 長期優良住宅普及促進法第5条第3項又は第4項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分	一戸当たりの手数料の額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	10,500円	10,500円	47,900円	15,800円	71,900円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	3,900円	3,900円	23,000円	34,500円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	3,300円	3,300円	18,400円	27,600円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	2,100円	2,100円	14,500円	21,800円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,800円	1,800円	13,200円	19,800円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,400円	1,400円	11,400円	17,100円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,200円	1,200円	10,500円	15,800円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,000円	1,000円	10,100円	15,100円
	総戸数が300戸を超えるもの	800円	800円	9,200円	13,900円

の					
---	--	--	--	--	--

(長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料)

第14条 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同法第5条第3項又は第4項に規定する認定を受けたもので同法第9条第1項又は第3項に規定する認定を受けていないものを除く。）の変更（長期使用構造等（同法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。）の変更がある場合に限る。）の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分	一戸当たりの手数料の額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	7,300円	7,300円	26,000円	10,700円	38,700円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,500円	2,500円	12,100円	18,100円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,100円	2,100円	9,600円	14,400円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	1,300円	7,600円	11,400円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,100円	1,100円	6,800円	10,200円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	800円	800円	5,800円	8,700円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	700円	700円	5,400円	8,100円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	600円	600円	5,100円	7,700円

戸以下のもの					
総戸数が300戸を超えるもの	500円	500円	4,700円	700円	7,100円

2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同法第5条第3項又は第4項に規定する認定を受けたもので同法第9条第1項又は第3項に規定する認定を受けていないものを除く。）の変更（長期使用構造等の変更がある場合を除く。）の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分	一戸当たりの手数料の額		
	新築基準	増改築基準	
一戸建ての住宅	7,300円	10,700円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,500円	3,800円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,100円	3,100円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	2,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,100円	1,600円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	800円	1,200円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	700円	1,000円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	600円	900円
	総戸数が300戸を超	500円	700円

えるもの		
------	--	--

3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同法第5条第3項又は第4項に規定する認定を受けたもので同法第9条第1項又は第3項に規定する認定を受けていないものに限る。）の変更（長期使用構造等の変更がある場合に限る。）の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分		一戸当たりの手数料の額			
		新築基準		増改築基準	
		長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	その他の場合
一戸建ての住宅		5,800円	5,800円	24,400円	36,400円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,000円	2,000円	11,600円	17,300円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1,700円	1,700円	9,200円	13,800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,000円	7,300円	10,900円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	900円	900円	6,600円	9,900円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	700円	700円	5,700円	8,500円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	600円	600円	5,200円	7,900円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	500円	500円	5,000円	7,500円

総戸数が300戸を超えるもの	400円	400円	4,600円	600円	6,900円
----------------	------	------	--------	------	--------

4 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同法第5条第3項又は第4項に規定する認定を受けたもので同法第9条第1項又は第3項に規定する認定を受けていないものに限る。）の変更（長期使用構造等の変更がある場合を除く。）の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分	一戸当たりの手数料の額	
	新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅	5,800円	8,400円
総戸数が5戸以下のもの	2,000円	3,000円
総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1,700円	2,500円
総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,600円
一戸建ての住宅		
総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	900円	1,300円
総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	700円	1,000円
住宅		
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	600円	900円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	500円	700円
総戸数が300戸を超えるもの	400円	600円

- 5 長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合又は同条第3項に規定する管理者等が選任された場合における同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	一戸当たりの手数料の額		
	新築基準	増改築基準	
一戸建ての住宅	6,000円	8,000円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,000円	2,600円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1,500円	2,000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,400円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	800円	1,000円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	500円	700円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	500円	600円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	400円	500円
	総戸数が300戸を超えるもの	300円	400円

(長期優良住宅建築等計画の地位承継承認申請手数料)

- 第15条 長期優良住宅普及促進法第10条の規定により同法第6条第1項の認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	一戸当たりの手数料の額	
一戸建ての住宅	3,000円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	1,000円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	400円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	400円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	300円

のもの	
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	200円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	200円
総戸数が300戸を超えるもの	100円